

尾張旭市監査公表第26号

平成29年11月30日付け尾張旭市監査公表第23号をもって公表した定例監査結果報告について、市長から措置を講じた旨通知がありましたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

平成29年12月27日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 若 杉 孝 司

税務課

監 査 の 指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>標準宅地時点修正業務委託において、契約書に記載の契約保証金の免除理由が、尾張旭市契約規則第32条第6号となっている。</p> <p>契約金額が同契約規則第25条に定める随意契約の限度額を超えているので、免除の理由として同号には該当しない。</p>	<p>指摘事項については、以後の事務において、尾張旭市契約規則に基づき改めます。</p>
<p>抽出した帳簿において、備忘的メモとして付箋紙の貼付等により行われているものが見受けられる。</p> <p>付箋紙の貼付やえんぴつ書き等による記録の保存は、組織共用文書に当たらないことから、関係綴りに保存することは、文書管理の観点から適切ではない。</p>	<p>指摘事項については、文書に記載すべき内容はボールペン等の消えない筆記具により記載し、備忘的メモが必要な場合には文書とは別にマニュアル等を作成することにより管理します。</p>